

氏名	ヨシダ タカユキ 吉田隆之
学位の種類	博士（学術）
学位記番号	博音第233号
学位授与年月日	平成25年3月25日
学位論文等題目	〈論文〉都市型芸術祭の経営政策 — あいちトリエンナーレを事例に —
論文等審査委員	
（主査）	東京芸術大学 教授（音楽学部） 熊倉純子
（副査）	〃 准教授（〃） 市村作知雄
（〃）	〃 〃（〃） 毛利嘉孝
（〃）	〃 教授（〃） 枝川明敬
（〃）	高崎経済大学 准教授（地域政策学部） 友岡邦之

（論文内容の要旨）

本研究は、昨今多くの政令指令都市を会場として都市型芸術祭が開催あるいは予定されているが、その経営政策を明らかにすることを目的とする。自治体の経営政策は、「課題設定」「政策立案・決定」「政策実施」「政策評価」というサイクルのもとコントロールされ、政策の継続性を担保していくためには、特に「政策評価」によって政策の効果を評価し、理念や目標等を検証・是正していくことが必要となる。しかも、こうした理念等が、経済情勢や財政事情、あるいは首長の交替に影響を受けない文化基本計画や文化条例に基づかねばならない。これこそが経営政策に他ならない。

本研究ではあいちトリエンナーレを事例として扱う。政策が一元的であり、かつ理念等が不明確で、しかも十分な政策評価が実施されず継続が最も危惧されること、他の都市型芸術祭と比べ総事業費が突出して大きく、世間の注目度が高いからである。

先行研究については、中川幾郎らが自治体の文化政策全般の経営政策・経営管理の必要性を説く。こうした経営政策の必要性が訴えられながらも自治体に普及しないのは、具体的なイメージが持てないことも一因でないか。また、都市型芸術祭の経営政策を個別具体的に明らかにした研究は管見の限りない。そこで、本研究が個別のテーマに絞って経営政策を具体的に明らかにすることで、経営政策の視点が都市型芸術祭というテーマや愛知県に限定されることなく、自治体に広く普及していくことを期待する。

本研究は以下の構成となっている。

まず第1章では、本研究の背景及び目的、方法、用語の定義について述べた。

政策評価の前提として第2章では、政策立案・決定過程を明らかにした。愛知万博・中部国際空港開港の成功後の地域活性化が議論の遡上に載り、県の財政も持ち直すなか、お荷物とされてきた愛知芸術文化センターの活用が課題として浮上した。2006年には有識者懇談会が産業と文化を結びつけた議論もないまま海外の流行の政策を後追いし、ビエンナーレ開催を提言する。その後、選挙マニフェストにビエンナーレ開催を掲げて当選した神田真秋知事（当時）がリーダーシップを発揮し、「なぜ愛知県がやるのか」など十分に議論が無いまま、あいちトリエンナーレ開催を政策決定していた。

第3章では、こうして政策が一元的に、しかも地域の実態を踏まえないまま開催されたあいちトリエンナーレ2010の実施上の効果を、まず概観した。臨界点を超えるイベントがしたい愛知県の思惑を反映し華やかな数字が並ぶが、一方で長者町会場の展開がまちにとって地域づくりの起爆剤となった点に本研究は注目した。地域づくりへの影響をソーシャルキャピタル等の概念を用いて分析したところ、展示場所確保等によってネットワークが広がり、あるいは、アーティストの働きかけによって行動力や自発

性・協力性が向上するなど、一時的にせよ臨界点を超えて人的協力・ネットワークが活性化していた。また、アートイベント等を定期的開催したり、アートセンターの設立を支援したりするなど、対外的活動の自発性が臨界点を超えて継続的に向上し、短期間で橋渡し型ソーシャルキャピタルがプロアクティブ化した。その後も文化産業の導入・育成等マスタープラン策定など創造都市的政策を取り入れたまちづくりの萌芽を観察できた。

第4章では、政策立案・決定過程、あるいは長者町地区の地域づくりや都市政策上の成果を踏まえ、あいちトリエンナーレの政策評価の指針試案を提示した。そして、理念や目標として、あいちトリエンナーレの創造都市的政策を始めとした政策の多元化や開催前後を通じた市民参加を掲げる必要性を指摘した。

こうして愛知県が仮に政策評価を実施し、あいちトリエンナーレの理念や目的に創造都市的政策を始めとした政策の多元化や開催前後を通じた市民参加を掲げたとしても、それだけでは経営政策として十分ではない。特に創造都市政策を取り入れた文化条例の策定が必要となる。第5章では、前半で文化条例全般の比較考察を行い、無自覚に国の振興基本法に追随するケースがあること、一方で2005年度以降、半数の自治体が定義や推進体制などの規定に独自の工夫をしていることを見た。後半では、増えつつある創造都市的政策に言及する文化条例についてクリエイティブ（創造）型とシティ（都市）型の二類型に分類し、住民自治や文化権保障が手薄になりがちなることを指摘した。こうした考察の結果、文化条例全般の枠組みを提示した。そして、前文や基本原則等に創造都市的政策の採用を明記したりすることで、創造都市的政策を文化基本計画や実際の事業に継続的に反映させられることを明らかとした。市民参加を含めた都市型芸術祭の継続を企図するならば、個別条項で措置義務規定として謳うことも有効であろう。

第6章では、結びにかえて、議論のまとめと今後に向けての課題を明らかとした。

#### （総合審査結果の要旨）

2010年に10数億円を投じて、オペラ、舞踊、演劇、美術など複合的な都市型芸術祭として開催され、57万人を動員して大きな成功を収めた「あいちトリエンナーレ」が、今後も継続・発展してゆくために必要な政策について論じた本論は、ひとつの事業を多角的な視点から検討する試みである。事業の開催決定に至る行政プロセスの調査から、当該事業が旧来の文化振興に類する目標しか掲げていない事を危惧し、長期的な継続のためには、より今日的な都市政策の一環に位置づける必要があることを、まちづくりや政策評価、条例制定などの観点から提案を試みる意欲的な研究と評価できる。

筆者は長年の行政経験から、現状に欠落しているヴィジョンに関して独自の視点を有しており、各章において論点の軸が明確であるため、その主張せんとすることは常に明快である。筆者の主張が実際の政策において最も有効であるかどうかは意見が分かれるところだろうが、開催決定のプロセス調査、事業の政策的評価、文化振興条例の研究、いずれの論点においても基礎理論の丁寧なまとめや地道な一次資料調査の裏付けがあるため、今後の政策研究にとって資料的価値が高い。

特に、長者町プロジェクトにおけるコミュニティ形成を論じた第三章は、本論の白眉となっており、県職の担当者として準備プロセスの紆余曲折をつぶさに記録し、さらにディレクターおよびさまざまなまちの人々へのインタビュー調査を行って、まちが意欲を高める様子と予想外の展開に困惑する県側の様子が克明に記録されており、非常に興味深い資料となっている。

社会関係資本の概念の援用は、短期間の研究でやや生煮えの感は否めないが、一定の慎重さを持って論述されていると評価された。一部、自説の展開と客観的な根拠の分析がやや混在している箇所表現の修正が必要だが、全体として学位授与にふさわしい業績と評価された。